

日南市二地域居住等推進に関する調査業務委託仕様書

1 業務名

日南市二地域居住等推進に関する調査業務委託

2 業務の目的

本市への二地域居住を推進するため、二地域居住者のニーズを多角的に把握し、本市の強み、弱みに関する客観的データの収集及び分析を実施することで、本市における二地域居住推進の方向性（コンセプト）やターゲット層を明確化するとともに、得られた結果を基に、本市での二地域居住の創出・拡大に向けた政策立案につなげる提言をまとめるものとする。

【参考】日南市二地域居住推進計画スケジュール

年 度	取 組 内 容
令和8年度	ニーズ・意向調査及び体験型プログラム設計 ・目的：本市に適した二地域居住のコンセプト及びターゲットの明確化 ・成果：体験型プログラムツアーの設計、次年度以降の施策提言
令和9年度	実証（体験型プログラム実施） ・目的：課題の可視化、二地域居住者のサポート策の検討
令和10年度	二地域居住受入れのモデル体制・仕組みづくり ・目的：中間支援組織・コーディネーターの育成

3 予算上限額

金 3,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

4 契約期間

令和8年8月1日から令和8年11月30日まで

5 業務内容

本業務は、以下の項目を含むものとし、受託者は、各項目の連携性を考慮し、体系的かつ効果的な調査計画を立案・実施するものとする。

(1) 先進事例調査・ベンチマーク分析

① 目的

先進自治体の二地域居住推進に関する取り組みを指標とし、本市と比較することで課題と成功要因を明らかにし、政策立案に向けた参考とする。

② 業務内容

ア 先進自治体の机上調査・分析

二地域居住等の先進事例自治体から、本市が指定する2自治体程度を対象に、その取り組み内容（ターゲット、精度、情報提供、支援策、成果、課題等）について公開情報を中心とした机上調査及び分析を行う。

イ 実態把握に向けたオンラインヒアリング

アの調査結果を踏まえ、具体的な運営状況や住民の反応などを把握するため、必要に応じ、先進事例自治体へのオンラインヒアリングを実施すること。なお、ヒアリング対象自治体への依頼・日程調整及びオンライン会議環境の設定は市が行うものとし、受託者は市と連携の上、次に掲げる業務を行うこと。

（ア）ヒアリングシート及び進行案の作成

（イ）ヒアリング当日の進行

（ウ）ヒアリング内容の記録及び整理

ウ ベンチマークと適応可能性検討

分析結果を基に、本市が二地域居住推進事業を立ち上げる上でのベンチマークとなる事例を抽出し、本市への適用可能性を検討すること。

(2) ターゲット層へのアンケート調査

① 目的

二地域居住に関心を持つ層の属性、ニーズ、関心度合い、重視する条件などを広範囲から把握する。

② 対象者

本市への移住を検討されている方やふるさと納税寄付者など、継続的に本市に関わりのある「二地域居住の候補者」（これらのデータは市が提供）に加え、SNS等を活用した情報発信を通じて、インターネット利用者を対象とした「二地域居住を含む関係人口予備軍」を対象とする。

③ 業務内容

ア 国のデータ等を活用し、二地域居住に関心を示す層（傾向）を整理する。

イ 整理した層に対し、二地域居住に興味をもつ理由、ニーズ、関心度合い、重視する条件等について、広範囲にわたるアンケート調査を実施する。

④ 調査方法

ア アンケートの実施方法（SNS広告、既存の移住関連イベントでの告知など）を提案し、対象者数を確保して調査を実施すること。インターネットでの回答を想定し、調査項目を想定したアンケートフォームを受託者が作成すること。

※ 想定サンプル数は、1,200件+市が保持するデータとする。

イ 調査結果を統計的に分析し、二地域居住への関心度やイメージ、懸念点などを明確にすること。

(3) ターゲット層への深掘りヒアリング調査

① 目的

アンケート調査では捉えきれない、二地域居住を検討する個人の動機、具体的な課題、本市への期待などを詳細に把握する。

② 業務内容

ア アンケート調査結果で二地域居住に興味を持つ理由として回答の多かった上位3つの属性を基に、ヒアリング対象者を選定すること。なお、ヒアリング対象者数は市と協議の上、決定するものとする。

イ 個別またはグループインタビューの形式で、二地域居住に興味を持つ理由、具体的な不安や課題、本市に期待する支援や情報提供などを深掘りしてヒアリングすること。

ウ インタビュー結果を分析し、ターゲット層の具体的なペルソナ像や、本市が提供すべき価値提案のヒントを抽出すること。

(4) 地域資源・魅力の棚卸しとSWOT分析

① 目的

本市が二地域居住先として提供できる価値を客観的に把握し、強み・弱みを明確にする。

② 業務内容

受託者はオンライン及びヒアリング調査結果をもとに、以下の業務を行うこと。

ア 地域資源の棚卸し

本市の地理的特性、自然環境、交通インフラ、生活インフラ（医療・教育・商業施設等）、仕事・産業、文化・歴史、コミュニティ活動、空き家バンク等の情報を収集し、二地域居住に資する資源を精査し棚卸しすること。なお、分析に必要となる市保有の既存資料（統計データ等）は、受託者の要求に基づき市が提供する。

イ 庁内関係部署へのヒアリング

二地域居住の推進に関する庁内関係部署へのヒアリングを行うこと。なお、ヒアリング対象部署への依頼・日程調整及び会場の確保は市が行うものとし、受託者は市と連携の上、次に掲げる業務を行うこと。

(ア) ヒアリングシート及び進行案の作成

(イ) ヒアリング当日の進行

(ウ) ヒアリング内容の記録及び整理

ウ SWOT分析と方向性の検討

収集した情報を基に、本市が二地域居住を推進する上での強み (Strength)、弱み (Weakness)、機会 (Opportunity)、脅威 (Threat) を多角的に分析し、戦略的な方向性を検討すること。

(5) 地域住民・関係者へのヒアリング

① 目的

二地域居住者を受け入れる側の地域住民や関係者の意見、期待、懸念を把握し、地域との共存・共栄のあり方を模索する。

② 業務内容

受託者は、地域住民や関係者等の複数のステークホルダー（3グループ程度、計20名程度）を対象としたヒアリングを実施すること。

ア ヒアリングの実施

地域住民、自治会長、商工観光関係者、農林業関係者、地域のNPO、移住者など市が指定する対象者に対してヒアリングを実施すること。なお、ヒアリング対象者への依頼・日程調整及び会場の確保は市が行うものとし、受託者は市と連携の上、次に掲げる業務を行うこと。

(ア) ヒアリングシート及び進行案の作成

(イ) ヒアリング当日の進行

(ウ) ヒアリング内容の記録及び整理

イ 聴取項目の設定

二地域居住に対する期待や懸念、地域が抱える課題と二地域居住がもたらす可能性、地域の魅力や提供可能な資源、受入体制整備における課題などを網羅した質問項目を作成すること。

ウ 現状と課題の整理

ヒアリング結果を整理し、地域住民等の受入れに対する認識、期待できる協力内容、今後必要と配慮事項について、現状と課題をまとめること。

(6) 二地域居住の方向性・ターゲット案の策定支援

本事業の調査結果に基づき、本市が目指すべき二地域居住のコンセプト、具体的な方向性案、重点的にアプローチすべき主要ターゲット層について、具体的な案を作成し、提案すること。

(7) 次年度以降の政策立案に向けた提言

調査結果及び方向性・ターゲット案を踏まえ、総務省が構築した「ふるさと住民登録制度」への参加を見据えた、次年度以降の政策立案（具体的な支援策や二地域居住モニター

体験プログラムの企画骨子（体験メニュー案、スケジュール骨子、プログラム実施中に検証が必要な項目など）に資する具体的な提言をまとめること。

※ 「ふるさと住民登録制度」とは、関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげることを目的に、住所地以外の特定の地域と継続的に関わりたい方々がその地域を登録する仕組み。

(8) 調査報告書の作成

- ① 上記の調査・分析結果を体系的にまとめ、提言を含む総合的な調査報告書を作成すること。
- ② 調査報告書は、得られたデータ集計結果をグラフや図表等を用いて、分かりやすく可視化すること。

6 事業の実施体制

(1) 本事業統括責任者

本業務を円滑に推進するため、事業全体を統括する責任者を必ず配置すること。

(2) 事業スタッフ

本業務の遂行に必要な人員を適切に配置すること。個人情報管理、調査設計、統計分析、調査対象者との調整等の体制を確保すること。

7 委託料

委託料については、実施要領「2 業務の概要」の「(5) 提案上限額」のとおりとする。

8 秘密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を機密情報として取り扱い、目的外の使用、第三者への開示、又は漏洩してはならない。本業務委託期間終了後も同様とする。

9 一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められる場合は、市と協議の上、その一部を委託することができる。

10 中間報告

次年度の予算編成の参考とするため、10月上旬を目途に市にヒアリング調査や分析状況について中間報告すること。なお、報告の形態は書面による。（書式は問わない）

11 報告及び検査

市は、必要があるときは受託者に対して、委託業務の履行状況、その他必要な事項について報告を求め、検査することができるものとする。受託者は、市から求めがあった場合は、誠実に対応しなければならない。

12 成果品の納品

ヒアリング調査、アンケート調査や分析結果とともに、国や他自治体、民間事業者等が示す二地域居住等に関連する統計データや市外の効果的と思われる誘致施策事例などを調査分析し、本市がとるべき今後の二地域居住等を推進するための施策の方向性について、以下の成果物を指定された期日までに市に提出すること。

- (1) 業務計画書（契約締結後速やかに提出）
- (2) 中間報告書
- (3) 最終報告書（書面3部、電子媒体含む）
 - ① 二地域居住先進事例自治体調査分析報告書
 - ② ニーズ・方向性・ターゲット分析報告書
 - ③ 地域資源・魅力及びSWOT分析報告書
 - ④ 地域住民・関係者ヒアリング報告書
 - ⑤ 次年度以降の施策立案に向けたモニター体験プログラム設計・企画書ほか提言書
 - ⑥ 調査回答及びインタビュー議事録の元データ、集計及び報告書については、電子媒体で提出すること。

13 その他

- (1) 本仕様書にないものや疑義が生じた場合、市及び受託者の協議により決めるものとする。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 個人情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- (4) 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- (5) 本業務における成果品はすべて市に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、市へ提出すること。
- (7) 受託者は、業務の進行状況に関して、随時、市に報告するとともに、適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。